

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年12月から14年3月までを16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年12月から14年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成13年10月1日から14年4月1日まで
社団法人Aに勤務をしていたが、私の所持する給与明細書で控除されている厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額と日本年金機構に記録されている標準報酬月額が異なるので、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成13年12月から14年3月までについて、申立人が所持する社団法人Aの給与明細書により、その主張する標準報酬月額16万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当で

ある。

一方、申立期間のうち平成13年10月及び同年11月について、上記給与明細書で確認できる社団法人Aから支払われた報酬額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致あるいは低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんを行わない。

なお、申立人の申立期間のうち平成13年12月から14年3月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、当該標準報酬月額に見合う保険料を納付していないことを認めており、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成15年6月15日を40万円、同年12月15日を50万円、16年6月15日を50万円、同年12月15日を59万円、17年6月15日を55万円、同年12月15日を62万円、18年6月15日を55万円、同年12月15日を58万円、19年7月15日を47万円、同年12月15日を41万円及び20年7月15日を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月15日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年7月15日
⑩ 平成19年12月15日
⑪ 平成20年7月15日

申立期間①から⑩までにおいて、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する賃金台帳及び源泉徴収票の記載から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から判断して、平成15年6月15日を40万円、同年12月15日を50万円、16年6月15日を50万円、同年12月15日を59万円、17年6月15日を55万円、同年12月15日を62万円、18年6月15日を55万円、同年12月15日を58万円、19年7月15日を47万円、同年12月15日を41万円及び20年7月15日を44万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月25日に申立てに係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成19年9月15日を18万円及び20年7月15日を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月15日
② 平成20年7月15日

申立期間①及び②において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する賃金台帳及び源泉徴収票の記載から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 9 月 15 日を 18 万円及び 20 年 7 月 15 日を 16 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月 25 日に申立てに係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成16年12月15日を24万円、17年6月15日を15万円、同年12月15日を24万円、18年6月15日を20万円、同年12月15日を20万8,000円、19年7月15日を18万円、同年12月15日を18万円及び20年7月15日を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月15日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年6月15日
⑤ 平成18年12月15日
⑥ 平成19年7月15日
⑦ 平成19年12月15日
⑧ 平成20年7月15日

申立期間①から⑧までにおいて、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、

厚生年金の給付には反映されないので、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する賃金台帳及び源泉徴収票の記載から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月15日を24万円、17年6月15日を15万円、同年12月15日を24万円、18年6月15日を20万円、同年12月15日を20万8,000円、19年7月15日を18万円、同年12月15日を18万円及び20年7月15日を15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月25日に申立てに係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 5 日から 36 年 8 月 26 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 41 年 4 月 20 日まで

A 有限会社及び B 有限会社の後半の勤務期間について脱退手当金を受給したとの記録が有るが、給付を受けた覚えが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 有限会社に係る申立人の被保険者資格喪失日が記載されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金が支給されたことを表す「脱手 41.9.27」との押印が有り、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後に支給された旨記録されている。

しかしながら、申立期間②の B 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日前後 2 年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性は 5 人確認できるところ、そのうち脱退手当金の支給記録が確認できる者は 1 人のみである上、その者は資格喪失日から約 3 年 11 か月後に支給決定されていることを踏まえると、当該事業所において、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、B 有限会社における昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 2 月 1 日までの 1 年以上の被保険者期間について未請求となっているが、申立人が脱退手当金請求時に当該期間を失

念するとは考え難い上、A 有限会社、一度目の B 有限会社及び二度目の B 有限会社の 3 つの被保険者期間はすべて同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、一度目の B 有限会社の被保険者期間が計算の基礎とされておらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)C部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和32年4月の1か月について未加入となっていることが分かった。この間は、D市にあったA株式会社C部から同社E工場に転勤し継続して勤務していた時期で、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する申立人の人事記録、雇用保険の記録、並びに同社の年金記録担当者、及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(同社C部から同社E工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B株式会社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、申立人は、「D市のA株式会社C部が廃止されたのに伴い、同社E工場に異動した。」と供述しているところ、申立人が異動後に勤務した同社E工場は、昭和32年5月2日に新規適用事業所となっていることから、異動日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C部に

係る昭和 32 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 16 日から 29 年 10 月 11 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 29 年 11 月 1 日から 30 年 7 月 21 日まで
(B 株式会社 (C 区))
③ 昭和 30 年 7 月 21 日から 35 年 4 月 9 日まで
(B 株式会社 (D 区))

脱退手当金が支払われたことになっているが、脱退手当金をもらった記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、脱退手当金支給決定直前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求期間の事業所であるE社は、申立期間②及び③のB株式会社の系列事業所であり、継続して勤務していることを踏まえると、申立人が当該未請求となっている事業所を失念して請求するとは考え難い上、申立期間①、②及び③と当該未請求となっている事業所は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金は、申立期間③の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和36年8月25日に支

給決定されている上、未請求期間の事業所が申立期間②及び③の事業所と同系列事業所であったことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金支給決定前の通算年金制度が創設された昭和36年4月から国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 8 月 1 日から 31 年 1 月 17 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 11 月 1 日まで
(有限会社 B)

私は脱退手当金の支給を受けていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②の有限会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている 50 人のうち、当該事業所の厚生年金保険被保険者期間のみで脱退手当金の受給資格を満たす被保険者で、申立人の被保険者資格喪失日前後 2 年以内に資格を喪失している被保険者について脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは申立人のみである上、複数の同僚に照会をしたところ、当時、脱退手当金について代理請求を行っていたことをうかがわせる回答が無かったことから、当該事業所において、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人には申立期間①と②の間に、未請求となっている事業所が有るところ、当該事業所の厚生年金保険被保険者期間は 2 年以上有る上、申立人は、申立期間を含む勤務した 3 事業所において厚生年金保険に加入していたことを認識していたと

述べていることを踏まえると、申立人が当該未請求となっている事業所を失念して請求するとは考え難い。

さらに、上記未請求期間について、当該期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した時には、申立期間①とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されており、これは申立期間②と同一の番号であるところ、申立期間①及び②が脱退手当金の支給対象とされていることから、脱退手当金裁定時においては、これら三つの期間は統合され、同一の番号で管理されていたものと考えられる上、同一の社会保険事務所（当時）の管轄であったことを踏まえると、上記未請求期間が脱退手当金の支給対象期間となっていないことは、事務処理上、不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成2年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月24日から同年3月24日まで

私は、昭和61年3月から平成2年3月に退職するまで、株式会社Aにおいて勤務していた。しかし、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年2月24日になっており、1か月間の空白期間がある。厚生年金基金及び雇用保険に係る記録は、3月まで継続しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「年金支給義務承継通知」に記載されているA厚生年金基金の加入記録及び当該事業所に係る雇用保険の記録から、申立人が申立期間に株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人の資格喪失日は平成2年2月24日となっているが、A企業年金基金の担当者は、「当該事業所では申立期間当時、資格喪失届は複写式の届出用紙で行っており、当該企業年金基金が保管しているもの同一のものを社会保険事務所に届け出ていた。その記載によると、申立人の資格喪失年月日は平成2年3月24日である。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚は、いずれも申立期間に係る

厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成2年1月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、株式会社Aは不明と回答しているが、当該企業年金基金が保管している厚生年金基金加入員資格喪失届の控えを確認したところ、申立人の資格喪失年月日について、「2」月から「3」月へ訂正処理がなされており、当該訂正処理の状況から、事業主が、平成2年2月24日に申立人が厚生年金保険被保険資格を喪失した旨の届出を行った後に訂正されたものであると推認できる。このことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届出を行ったものと考えられるため、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち平成4年3月から8年9月までに係る標準報酬月額の記録を、4年3月から同年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは34万円、同年10月から6年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは34万円、同年10月から8年9月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年4月及び同年5月、同年7月から同年12月まで、8年10月から11年3月までの標準報酬月額については、7年4月は38万円、同年5月は36万円、同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は36万円、8年10月から11年3月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成7年4月及び同年5月、同年7月から同年12月までの期間及び8年10月から11年3月までの期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から11年4月13日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、給料明細書及び源泉徴収票等に記載されている給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と大幅に相違しているため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年3月1日から8年10月1日までについては、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、4年3月から

同年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは34万円、同年10月から6年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは34万円、同年10月から8年9月までは32万円と記録されていたところ、同年5月8日付けで申立人を含む3名の標準報酬月額が減額されており、申立人の場合4年3月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人が保有している平成4年から11年までの給与明細書及び給与所得の源泉徴収票から訂正前の標準報酬月額に見合う額以上の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、株式会社Aに係る平成15年度執行停止整理簿及び不納欠損整理簿から、期間の特定はできないものの、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、「当時、社長から社員全員に対し、同社の経営が苦しいので会社負担分の保険料についても私たち社員に負担してほしいとの一方的な要請があった。」と供述しているところ、上記の給与明細書において、平成6年7月から7年12月までは会社負担分と被保険者負担分を併せた保険料が控除されていることが確認できるほか、元同僚は、「当時、何度か給料の遅配があった。」と供述していることから、申立期間当時、同社において、厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

加えて、株式会社Aに係る商業登記簿において、申立人は平成7年8月26日に同社の取締役役に就任していることが確認できるが、申立人は、「常務とは名前だけで、仕事は現場作業が主だった。」と供述している。

また、複数の同僚は、「申立人の仕事は現場の作業が主であり、社員の給与や社会保険に関する仕事はしていなかった。」と供述していることから、申立人は社会保険事務に関与しておらず、当該遡及訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成8年5月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について4年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成4年3月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年3月から同年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは34万円、同年10月から6年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは34万円、同年10月から8年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成7年4月から同年5月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間について、申立人の所持する給与明細書における厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の遡及訂正前の標準報酬月額より高額であることが確認できる。また、平成8年10月から11年3月までについて、申立人の所持している給与明細書及び源泉徴収票から、オンライン記録の標準報酬月額に見合った保険料額よりも多額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額及び源泉徴収票の社会保険料額から、平成7年4月は38万円、同年5月は36万円、同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は36万円、8年10月から11年3月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は上記給与明細書及び源泉徴収票で確認できる給与額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 2595 (事案 373 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月1日から24年9月28日まで
(A株式会社)
② 昭和29年9月17日から30年1月1日まで
(B店)
③ 昭和30年7月1日から33年1月1日まで
(C店)

脱退手当金を受給していないので、第三者委員会に申し立てたが、認められないとの回答であった。納得がいかないので再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、C店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の決定が納得できないとして、再申立てを行っているが、申立内容を裏付ける新たな資料・情報の提出は無く、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のみである上、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 38 年 6 月 11 日まで
脱退手当金は受給していないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間である合資会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「退」の表示が有るほか、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年9月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいくつかあってもない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 7 月 1 日まで
申立期間の標準報酬月額について、半額以下に引き下げられているが、この額による年間の給与支払額は低すぎて、確定申告の際に税務署や区役所で認められないはずなので納得できない。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 20 万円と記録されていたところ、平成 4 年 6 月 23 日付けで、3 年 11 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に、引き下げられており、株式会社 A が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 4 年 7 月 1 日）まで継続していることが確認できる。

しかし、株式会社 A に係る商業登記簿によると、申立人は申立期間前から平成 4 年 6 月 30 日の解散までの期間、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、株式会社 A に係る「不納欠損整理簿」によると、平成 7 年 1 月 31 日現在で同社に係る社会保険料滞納額は 38 万 6,981 円有ったことが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険に係る書類の社会保険事務所（当時）への届出を担当しており、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納や、遡って標準報酬月額の変更届を提出した記憶は無い」としているが、申立人は、当時、株式会社 A の代表取締役として、社会保険事務も直接担当していたこ

とを踏まえると、社会保険事務所が、代表取締役である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに無断で標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったと認めることはできない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。